

平成二十二年四月十六日受領
答弁第三六六号

内閣衆質一七四第三六六号

平成二十二年四月十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、答弁期限、答弁書の様式等に関する情報を内閣府大臣官房から提出させたところである。

二及び三について

先の答弁書（平成二十二年四月二日内閣衆質一七四第三〇六号）二について述べたとおり、質問主意書に対する答弁は、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、内閣としてお答えするものであるが、御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。